

報告事項（２） 不祥事件報告について

1. 不祥事件の概要

（１）購買代金横領

高知地区春野営農経済センター経済渉外課の職員が、平成 29 年 1 月～令和 3 年 8 月（4 年 7 か月）までの間、返品を装った架空取引、POS レジ用領収書を悪用し、売上金を横領していました。

被害額は 8,750,488 円で全額返済されております。

（２）共済契約返戻金等横領

仁淀川地区信用共済部共済普及課の職員が、平成 21 年 5 月～令和 3 年 8 月（12 年 3 か月）までの間、不正に開設した貯金口座を利用して、共済約款貸付の無断契約による貸付金の横領、共済契約の無断解約・異動による返戻金等を横領していました。また、共済掛金の流用、解約を依頼されたカードローンの解約申込を処理せず無断で使用していました。

被害額は 68,016,201 円（調査継続中）で、当組合は金銭的な被害を受けることとなり、また、契約者へ大変ご迷惑をおかけすることとなりました。

（３）共済代理店届出

幡多地区大月支所にて、平成 25 年 9 月～令和 3 年 10 月（8 年 1 か月）までの間、自賠責共済代理店の届出において、本来は行政庁の届出が必要な手続きを誤った変更手続きのみで長期にわたり正規の手続きと異なる状態になっていました。代理店業務継承事務の不備に起因し、法令違反（農協法第 97 条第 1 号）となりました。

なお、当該代理店の自賠責共済は有効ですので、契約者の皆様に不利益が及ぶことはございません。

2. 「レベル格付 1」「業務改善命令」について

今回の不祥事発生により「JAバンク健全化要綱」のレベル格付指定基準※に該当し、令和 3 年 10 月 21 日「レベル 1」指定となり、資金運用制限および集金業務の廃止の措置となりました。

また、高知県から令和 4 年 2 月 28 日「業務改善命令」を受けました。

※「要改善 JA」指定に該当する不祥事が多発した場合。

3. 再発防止策について

（１）役職員の法令遵守に対する意識の改革と法令遵守態勢の確立

- ・役員責任の明確化
- ・執行体制の再構築
- ・コンプライアンス担当部署の設置

- ・再発防止策の進捗管理の強化
- ・コンプライアンス研修の強化
- ・ヘルプライン制度の強化

(2) 監事監査と内部監査の強化および再発防止に向けた取組

- ・監事監査、内部監査、監査法人の3者間連携強化
- ・不正防止、抑制機能の監査態勢の強化
- ・内部監査人員体制の強化

(3) 適正な人事管理の実施

- ・人事ローテーションルールの確立
- ・広域人事異動の実施

(4) 厳正な事務処理の徹底と内部けん制機能の充実・強化

- ・事務指導部署の強化
- ・集金業務の廃止
- ・連続職場離脱制度の適正運用

(5) その他特別調査委員会の提言等を踏まえての事項

- ・経営幹部のコミットメント
- ・職場環境の改善
- ・食品関係にかかる業務の構築

現行の再発防止策および特別調査委員会等の提言をふまえ、上記主要項目の具体的内容を理事会で設定し実施しています。

なお、農林中央金庫および県へ進捗状況を毎月報告し、関係機関の指導のもと、早期にレベル格付指定解除に向け不退転の決意で取組めます。

報告事項（3） 「JAバンク基本方針」の変更について

定款第40条第2号の定めにより、信用事業再編強化法第4条の規定に基づき農林中央金庫が定める「JAバンク基本方針」の内容（概要）を以下のとおり報告いたします。

1. 「JAバンク基本方針」について

- (1) 組合員・利用者の皆様に便利・安心なJAバンクをご利用いただくため、「JAバンク基本方針」（以下「基本方針」という）では、高度な金融サービスを提供するための一体的事業運営の取組みとJAバンクの健全性を確保するための破綻未然防止の取組み（以下「JAバンクシステム」という）を定めています。
- (2) 一体的事業運営の取組みとして、JAバンクは、全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行うこととしています。
- (3) また、破綻未然防止の取組みとして、JA・信連（以下「JA等」という）が農林中央金庫（以下「農林中金」という）に経営管理資料を提出し、財務内容等が一定の基準に抵触した場合には、経営改善を行うこととしています。
- (4) なお、JA等による経営改善に向けた取組みを支援するため、JA等が資金拠出したJAバンク支援基金から、必要に応じ、資本注入等の支援を行うこととしています。
- (5) 基本方針は、金融情勢の変化、JA等の経営状況等を踏まえ、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行うこととしています。

2. 令和4年3月17日変更の主な内容

令和4年3月17日開催の農林中金臨時総代会において、基本方針の変更が承認され、同日より実施されました。

JAバンク会員が、厳しさを増す経営環境のなかで、経営の持続性を確保し、健全な金融機関として信頼性を維持していくため、主に以下のとおり変更されました。

(1) 早期警戒制度見直しへの対応

JAバンク全体として、金融機関に求められる将来にわたる健全性を確保し、行政による早期警戒制度に適切に対応するため、以下a～cについてJAバンク基本方針に定める。

- a JAバンクシステムの基本的方向として、「将来にわたり健全な経営を持続するため、自ら経営管理を高度化し、問題の早期発見と経営改善に取り組む」旨を定める。
- b JAバンク会員の役割として、「農林中金は、JA・信連の経営管理の高度化に向けた取組みを支援する」旨、「信連は、JAの経営管理の高度化に向けた取組みを支援する」旨を定める。
- c レベル格付指定基準（財務）に、「行政庁から早期警戒制度に基づく業務改善命令を受けた場合」を追加する。

(2) 不祥事防止に向けた対応

- a 将来にわたる健全性を確保するため、不祥事を起こさない内部管理態勢を確立する観点から、経営管理を高度化する旨を定める（上記（1） a の措置を含む）。

(添付資料)

J Aバンク基本方針（変更後）

以上